

令和6年度北海道大学大学院経済学院
博士後期課程学生募集要項
《特別入試》

【注意事項】

新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針（BCP）に基づき、出願後、試験日や入学者選抜方法に変更が生じる場合があります。

詳細は、本学ホームページ(<https://www.hokudai.ac.jp/>)にてご確認ください。

学院の目的

本学院は、経済学及び経営学に関する高度の教育研究を行うことにより、深い学識、幅広い知識及び豊かな創造力を有する教育者及び研究者、経済社会の発展に有為な高度の専門的知識を有する職業人並びに高度な専門性、幅広い視野及び職業倫理を備えた会計専門職を養成するとともに、経済及び経営の分野における学術の発展に寄与することを目的とする。

アドミッション・ポリシー

北海道大学大学院経済学院現代経済経営専攻博士後期課程は、経済・経営分野の深い学識・幅広い視野、そして豊かな創造的能力を有する高度研究教育者の育成を教育目標とする。そのため入学試験においては、基礎的な学力に加えて、①経済・経営に対する感性、②研究方法の習熟度や適応能力、③思考力・表現力・コミュニケーション能力などの知的能力、④継続的・発展的な研究に耐えうる資質を備えた人材を、⑤これまでの研究成果と今後の発展性を考慮して選抜する。

なお、入学する学生は、大学院修士課程において経済・経営の専門分野・外国語について学習していることを期待する。

1. 募集人員

現代経済経営専攻 若干名

2. 出願資格

北海道大学大学院経済学院修士課程（博士コース）を優秀な成績で修了した者又は令和6年3月までに修了見込みの者

3. 出願期間

令和5年11月27日（月）から令和5年12月1日（金）まで

出願書類受付時間：（持参の場合）受付時間は午前8時30分から午後4時まで
（郵送の場合）同日必着のこと

4. 出願手続

志願者は、次の書類等を取り揃え、本学院あてに必ず期間内に提出すること。

郵送の場合は書留便とし、封筒表面に「大学院博士後期課程入学願書」と朱書きすること。

- (1) 入学願書及び受験票・受験照合票……用紙交付
- (2) 返信用封筒 2通……………受験票送付及び可否通知に使用するもので、本学所定の封筒2通に郵便番号、住所及び宛名を明記し、それぞれ344円分の切手を貼付すること。
- (3) 検定料……………30,000円
(本学大学院修士課程から引き続いて進学する場合は徴収しない。)
 - ① 検定料の納付は別添の専用振込み用紙で本学の指定する銀行の指定口座へ納付し、その検定料受付証明書を提出すること。
 - ② 検定料受付証明書を銀行等（ゆうちょ銀行含む）の窓口から受取る際には、必ず「日附印」を確認すること。「日附印」が押印されていないと願書は受理しない。
 - ③ 検定料は、普通為替や現金では受理できないので必ず銀行等（ゆうちょ銀行含む）の窓口で振込みの手続きをすること。
 - ④ 既納の検定料は以下の場合を除き、返還できない。

- ・検定料を払い込んだが出願しなかった場合又は出願が受理されなかった場合
- ・検定料を誤って二重に払い込んだ場合

【返還方法の問い合わせ先】経済学事務部教務担当（011-706-3163, ecokyomu@jimu.hokudai.ac.jp）

- (4) 修士学位論文等……………3部
令和6年3月修了見込みの者で、修士論文作成中のため、出願期間内の提出が難しい場合は、事前連絡のうえ、令和6年1月17日（水）までに提出すること。
- (5) 修士学位論文等の要旨……………3部
令和6年3月修了見込みの者で、修士論文作成中のため、出願期間内の提出が難しい場合は、事前連絡のうえ、令和6年1月17日（水）までに提出すること。
- (6) 連絡受信先シール……………用紙交付
- (7) そ の 他
外国人学生が提出する書類
- ① 外国人登録証明書又はパスポートの写し
- ② 財政能力証明書……………銀行預金残高証明書又は預金通帳の写し等学費及び生活費を有していることを証明するもの。

5. 入学者選抜方法・試験科目

口述試験の結果等を総合して可否を決定する。

6. 試験日時

令和6年1月25日（木）

個別の面接日時及びの受験方法等については、受験者確定後に別途通知する。

7. 合格者発表

令和6年2月9日（金）

北海道大学大学院経済学院ホームページで公表するとともに受験者あてに可否を通知する。

（電話での問い合わせには一切応じない。）

8. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期している。
- (2) 出願書類に記載されている氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜、②合格者発表、③入学手続き、④入学者選抜方法等における調査・研究及び⑤これらに付随する業務を行うために利用する。
- (3) 各種業務での利用にあたっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがある。業務委託にあたり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、出願書類に記載されている個人情報の全部又は一部が提供される。
- (4) 出願書類に記載されている個人情報は、合格者のみ入学後の①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、③授業料等に関する業務を行うために利用する。
- (5) (4)の個人情報のうち、氏名、住所に限って、北大フロンティア基金及び本学関連団体である①北海道大学体育会、②北海道大学経済学部同窓会からの連絡を行うために利用する場合がある。

9. そ の 他

- (1) 本学院では、原則として二重学籍を認めていない。
- (2) 身体に障害のある場合は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、令和5年11月24日（金）までに経済学事務部教務担当へ申し出ること。
- (3) 入 学 料 282,000 円
（本学大学院修士課程から引き続いて進学する場合は徴収しない。）
- (4) 授業料年額 535,800 円
（入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用される。）

令和5年10月

北海道大学大学院経済学院

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学大学院経済学院 教務担当

TEL : 011-706-3163

ホームページ <https://www.econ.hokudai.ac.jp/>

メールアドレス ecokyomu@jimu.hokudai.ac.jp

長期履修学生について（新入生用）

長期履修学生とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限（修士課程及び専門職学位課程2年、博士後期課程3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することが認められた者をいいます。

入学時から長期履修学生に認定された者は、一般の学生とは異なり、修学年数に関係なく、標準修業年限（修士課程及び専門職学位課程2年、博士後期課程3年）分の授業料で修学することができます。

なお、長期履修の申請は、入学時の申請のほかに在学してから申請することもできますが、2年目・3年目に長期履修が許可された場合の授業料総額は増額となりますので、ご注意願います。（最終年次での申請はできません。）

1. 申請資格

長期履修を認めることができる者は、本学院への入学志願者及び在学者（標準修業年限の最終年次に在籍する者を除く。）で、次のいずれかに該当する者としします。

- （1）官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）又は、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
- （2）その他育児、親族の介護等前号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると学院長が認めた者

2. 申請の手続き

長期履修学生を申請する者は、次の（1）～（3）の書類を入学願書とともに提出してください。

（申請書様式は経済学事務部教務担当にて配付します。）

- （1）長期履修学生申請書
- （2）履修計画書
- （3）長期履修が必要であることを証明するもの（在職証明書等）

3. 可否の認定

申請書類に基づき審査の上、認定の可否を決定し、合格発表時に通知します。

4. 在学期間

長期履修学生として在学することを認められる期間は、1年を単位とし、修士課程及び専門職学位課程にあつては3年以上4年まで、博士後期課程にあつては4年以上6年までとなります。

5. 授業料の年額

長期履修学生の授業料年額は、原則として授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額となります。（授業料の改定時期によっては、修了までの納入予定総額が当初の予定より増額することがあります。）

6. 在学期間の短縮又は延長

長期履修学生で特別な事情がある場合は、在学する課程において、1回に限り期間の短縮又は延長を申請することができます。

（1）在学期間の短縮

長期履修期間の短縮を認めることのできる期間は、標準修業年限（修士課程及び専門職学位課程2年、博士後期課程3年）に1年を加えた期間までとします。

長期履修期間の1年短縮を希望する場合は、長期履修期間が終了する日の2年前（博士後期課程において2年短縮を希望する場合は3年前）までに「長期履修学生在学期間変更願」を提出し、承認を得なければなりません。

（2）在学期間の延長

長期履修学生は、在学期間の延長をすることができます。在学期間の延長を希望する者は、当初の長期履修期間が終了する日の1年前までに「長期履修学生在学期間変更願」を提出し、承認を得なければなりません。

なお、長期履修期間は、修士課程及び専門職学位課程4年、博士後期課程6年を超えることができません。

7. その他

長期履修学生の申請にあたっては、あらかじめ、指導予定教員とよく相談してください。